

○学校法人大東文化学園コンプライアンス推進会議規則

平成24年4月25日

制定

(目的)

第1条 この規則は、学校法人大東文化学園コンプライアンス推進規程（以下「推進規程」という。）第9条に定める、コンプライアンス推進会議（以下「推進会議」という。）について、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事長
- (2) 代表業務執行理事
- (3) 法務担当常務理事、その他の常務理事
- (4) 設置校の学校長
- (5) 事務局長及び学務局長
- (6) 総務部長及び学務部長
- (7) 大学教育職員懲戒審査委員会委員長
- (8) 事務職員等懲戒審査委員会委員長
- (9) ハラスメント問題調整等委員会委員長
- (10) 個人情報保護委員会委員長
- (11) 公益通報対応委員会委員長
- (12) 研究倫理・研究公正推進委員会委員長

- 2 推進会議に、委員長及び副委員長を置く。委員長は、理事長をもってあて、副委員長は、法務担当常務理事をもってあてる。
- 3 委員長は、推進会議を代表し、推進会議を招集して、その議長を務める。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 委員の任期は、第1項の各号に掲げる職務の在任期間とする。
- 6 推進会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 7 推進会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところとする。
- 8 委員長は、必要に応じて委員以外の者を推進会議に出席させ、発言を求めることができ

る。

(推進会議の所掌事項)

第3条 推進会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) コンプライアンス全般の推進に係る基本方針の策定及び総括に関する事項
- (2) コンプライアンス全般の推進に係る組織運営体制の整備に関する事項
- (3) コンプライアンス全般の推進に係る啓蒙並びに研修に関する事項
- (4) コンプライアンス全般の推進に係る行動規範の確立に関する事項
- (5) コンプライアンス違反行為への対応に関する事項
- (6) 推進規程第20条に定める特別対策会議（以下「特別対策会議」という。）の事後進行管理に関する事項
- (7) その他コンプライアンスの推進に係る重要事項

(推進会議の権限)

第4条 推進会議は、推進規程第15条に定める対応機関（以下「対応機関」という。）に対し、コンプライアンス違反行為の調査等に関する進捗状況について報告を求めることができる。また推進会議は、その事項を審議し、適切な措置を取るよう勧告することができる。

- 2 推進会議は、対応機関に対して、推進規程第16条に定める研修の企画立案及び実施を求めることができる。

(特別対策会議の設置)

第5条 推進会議は、コンプライアンス違反行為の発生等の緊急案件に対応するため、推進規程第20条に基づき推進会議のもとに特別対策会議を設置する。

- 2 特別対策会議の設置は、推進会議委員長及び副委員長の協議により決定する。
- 3 特別対策会議は、常務会構成員及び総務部長を委員として構成する。
- 4 特別対策会議に、委員長及び副委員長を置く。委員長は、理事長をもってあて、副委員長は、法務担当常務理事をもってあてる。
- 5 特別対策会議委員長は、必要に応じて委員以外の者を特別対策会議に出席させ、発言を求めることができる。
- 6 特別対策会議は、必要に応じて学校法人大東文化学園リスク管理基本規程に定める危機管理対策本部と連携を図り、危機管理対策本部と統合することができる。
- 7 特別対策会議は、審議等の内容について推進委員会に報告しなければならない。

(専門委員会の設置)

第6条 推進会議は、第3条各号の所掌事項を処理するため、推進会議のもとに専門委員会を設置し、所掌事項の一部を委任することができる。この場合において、専門委員会の委員には、推進会議の委員以外の者を委嘱することができるものとする。

2 専門委員会は、委員長が指名する1名以上の推進委員を含む、若干名の委員をもって構成する。

3 専門委員会の委員には、顧問弁護士等の外部の有識者を委嘱することができる。

4 専門委員会は、委任された所掌事項の審議等の内容について、推進会議に報告しなければならない。

(事務)

第7条 推進会議、特別対策会議及び専門委員会の事務は、総務部総務課（法務・コンプライアンス担当）が行う。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、推進会議が別に定める。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、推進会議の議を経て、理事会がこれを行う。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成24年5月1日から施行する。

附 則（令和7年3月19日）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月18日）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。